

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年6月13日

京都市公営企業管理者  
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第4号

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程

京都市交通局契約規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般競争入札参加者の資格の公告)</p> <p>第2条 <u>管理者</u>は、令第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、公告するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入札参加資格審査申請)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(一般競争入札参加者の資格の公告)</p> <p>第2条 <u>京都市公営企業管理者交通局長</u> (以下「<u>管理者</u>」という。)は、令第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、公告するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入札参加資格審査申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項本文の申請書及び同項各号に掲げる書類のうち管理者が認めるものの提出は、これらと同等の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)</u>を、申請者の使用に係る電子計算機と京都府自治体情報化推進協議会の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し</p>

(資格審査等)

**第4条 管理者は、前条の規定による申請**があったときは、申請者が一般競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査し、申請者に審査の結果を文書により通知するものとする。この場合において、当該資格を有しないと認める旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記するものとする。また、当該資格を有する者については、一般競争入札有資格者名簿に登載するものとする。

2 (略)

(入札の方法)

第7条 (略)

2 一般競争入札に参加しようとする者は、インターネットを利用し、又は入札端末機（電子入札システムを用いて入札を行うために設置する専用の電子計算機をいう。以下同じ。）を使用することにより、管理者が定める日時までに、入札データ（入札者の商号及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）、入札価格その他の入札に係る情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）を電子入札システム

て送信する方法により行うことができる。

(資格審査等)

**第4条 管理者は、前条の規定による申請**があったときは、申請者が一般競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査し、申請者に審査の結果を文書又は電磁的記録により通知するものとする。この場合において、当該資格を有しないと認める旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記するものとする。また、当該資格を有する者については、一般競争入札有資格者名簿に登載するものとする。

2 (略)

(入札の方法)

第7条 (略)

2 一般競争入札に参加しようとする者は、インターネットを利用し、又は入札端末機（電子入札システムを用いて入札を行うために設置する専用の電子計算機をいう。以下同じ。）を使用することにより、管理者が定める日時までに、入札データ（入札者の商号及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）、入札価格その他の入札に係る情報を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）を電子入札システムに到達させなければならない。

に到達させなければならない。

3・4 (略)

(入札の無効)

第7条の2 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札データが管理者の定める日時に遅れて到達したとき。

(3)から(8) (略)

(9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。

(10) (略)

(11) 入札書の主要事項の記載が明確でないとき、又は記載の漏れがあるとき。

(12)～(14) (略)

(入札参加資格申請)

第23条 (略)

(資格の審査等)

第24条 管理者は、前条の規定による申請があつたときは、申請者が指名競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査し、申請者に対し審査の結果を文書により通知するものとする。この場合において、当該資格を有しないと認める旨の通知をするときは、当該通知にそ

3・4 (略)

(入札の無効)

第7条の2 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札データ又は入札書が管理者の定める日時までに到達しなかつたとき。

(3)から(8) (略)

(9) 入札書に入札者の記名押印がないとき。

(10) (略)

(11) 入札データに記録又は入札書に記載の金額その他主要事項が明確でないとき、又は記載の漏れがあるとき。

(12)～(14) (略)

(入札参加資格申請)

第23条 (略)

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(資格の審査等)

第24条 管理者は、前条の規定による申請があつたときは、申請者が指名競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査し、申請者に対し審査の結果を文書又は電磁的記録により通知するものとする。この場合において、当該資格を有しないと認める旨の通知をするとき

の理由を付記するものとする。また、当該資格を有する者については、指名競争入札有資格者名簿に登載するものとする。

2 (略)

(随意契約の相手方)

第29条 随意契約の相手方は、一般競争入札有資格者名簿又は指名競争入札有資格者名簿に登載されている者でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(競争入札の参加者の資格に関する公告)

第32条の2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 第3条又は第23条の規定による申

は、当該通知にその理由を付記するものとする。また、当該資格を有する者については、指名競争入札有資格者名簿に登載するものとする。

2 (略)

(随意契約の相手方)

第29条 随意契約の相手方は、一般競争入札有資格者名簿又は指名競争入札有資格者名簿に登載されている者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 地公令第21条の14第1項第1号の規定により、予定価格が10,000円以下の物品を購入する契約（当該物品を納入する前に代金を支払うことを約する契約を除く。）を締結するとき。

(2) 新聞、雑誌その他の定期刊行物を1月以上継続して購入する契約で、1月当たりの代金が10,000円以下のもの（当該定期刊行物を納入する前に代金を支払うことを約する契約を除く。）を締結するとき。

(3) その他特別の理由があると管理者が認めるとき。

(競争入札の参加者の資格に関する公告)

第32条の2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 第3条第1項又は第23条第1項の

請（以下「資格審査の申請」という。）  
の方法

規定による申請（以下「資格審査の申請」  
という。）の方法

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の京都市交通局契約規程第3条、第4条、第23条及び第24条の規定は、この規程の施行の日以後に行われる第2条又は第22条に規定する公告に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格の審査の申請について適用する。

（交通局企画総務部総務課）